

港湾労働法における指定法人 制度に関する論点(案)

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書における指摘事項

3. 改革への提言

Ⅱ 公益法人

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

全国に1つの法人を指定して業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

港湾労働法における指定法人制度に関する論点（案）

1. 指定法人制度の在り方について

- 指定法人制度を廃止すべきか否か。

～ 国による直接実施は可能か。また、効率的・効果的な業務実施という観点からどう考えるか。

- プロポーザル方式についてどう考えるか。

～ 1年ごと、あるいは複数年ごとに「競争入札」することは妥当か。逆に、定期的な検証作業など不断のチェックは必要であるものの、ノウハウを最大限活用するという観点からも、基本的には一つの法人を指定し続ける方が適切か。

2. 指定基準の在り方について

- 現在の指定基準を見直す必要があるか。

～ 一般社団・財団法人以外の法人類型にも参入を認めるべきかどうか。その場合、港湾関係労使の理解を得つつ、迅速・円滑な労働力需給調整業務等を継続的に実施することが可能か。

- 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方についてどう考えるか。

～ 時代や状況の変化に応じて的確に対応していくためにも、定期的な検証作業は必要ではないか。
また、情報開示を進めていく観点から、指定理由については積極的に公開すべきではないか。

3. 指定法人としての港湾労働安定協会について

- 港湾労働安定協会を指定法人とすることは妥当か。

～ 港湾労使による相互のチェック機能、港湾労働者派遣に関するノウハウや事業者・労働者に対する各種相談援助の実績等をどのように評価すべきか。他に適当な法人が考えられるか。

- 事業運営に関する情報開示は十分か。

～ ホームページ等を活用した事業内容や財務状況等に関する分かりやすい情報発信を行うことに加え、公務員OBである役職員の後任者補充時について公募選考とすべきではないか。

- 指定法人としてふさわしい効率的な業務運営がなされているか。

～ 業務実施場所である支部が本部から離れていること等も考慮すると、内部の業務管理体制を更に強化していく必要はないか。